

令和7年第6回階上町教育委員会会議録	
召集年月日	令和7年11月13日
召 集 場 所	階上町役場 3階 委員会室
開 会	午後6時12分
出席委員	教育長 濱 浦 幸 夫 委 員 荻ノ沢 俊 明 委 員 松 橋 竹 子 委 員 石 岡 れい子 委 員 大 前 広 道
職務のため 会議に参与 した者の職 氏 名	教 育 課 長 中 屋 敷 司 学 校 教 育 G L 森 淳 社 会 教 育 G L 中 居 勉 学校給食センター所長 田 中 稚子 国 ス ポ 対 策 室 長 金 見 靖 子
協議に諮問 した 案 件	報告第 1 号 事務の臨時代理の報告（石鉢小学校屋内運動場改築工事 請負契約の締結）について 報告第 2 号 事務の臨時代理の報告（令和7年度階上町立小学校及び 中学校の区域外（学区外）就学許可）について 報告第 3 号 事務の臨時代理の報告（階上町教育委員会会計年度任用 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する 教育委員会規則の制定）について 報告第 4 号 事務の臨時代理の報告（階上町教育委員会会計年度任用 職員の給与に関する規則の一部を改正する教育委員会規 則の制定）について 報告第 5 号 専決処分した事項の報告（階上町立小学校及び中学校の 職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会 訓令の制定）について 議案第 1 号 令和6年度階上町教育委員会の事務の点検及び評価報告 に関し議決を求めることについて 議案第 2 号 施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例 の制定について

濱浦教育長	ただ今の、出席者は教育長及び教育委員4名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和7年第6回階上町教育委員会会議を開会いたします。 ただちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。 日程第1 「会期の決定の件」を議題といたします。 お諮りいたします。 本委員会の会期は、本日1日といたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 「ご異議なし」と認めます。 よって会期は、本日1日間と決定いたしました。 日程第2 報告第1号 事務の臨時代理の報告（石鉢小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
中居G L	それでは、報告第1号 事務の臨時代理の報告（石鉢小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結）について、ご説明いたします。 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長から石鉢小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結に関して意見を求められ、申し出ることについて、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、令和7年8月29日付けで事務の臨時を代理したものについて、報告するものでございます。 3枚目をご覧ください。 1 場所は、階上町大字角柄折地内 2 契約額は、4億9,911万8,400円 3 契約の相手方は、八戸市類家四丁目2番26号 株式会社石上建設 代表取締役 岩渕 仁 4 契約の方法は、落札制限付一般競争入札となります。 なお、工期は、令和8年11月27日までとしております。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第1号 事務の臨時代理の報告（石鉢小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結）について の件を終了いたします。

森G L	日程第3 報告第2号 事務の臨時代理の報告（令和7年度階上町立小学校及び中学校の区域外（学区外）就学許可）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第2号 事務の臨時代理の報告（令和7年度階上町立小学校及び中学校の区域外（学区外）就学許可）について、ご説明いたします。 本案は、町内の小中学校の区域外就学許可を行ったことについて、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものについて、報告するものであります。 2枚目に就学許可を行った対象者の名簿を掲載しております。 令和7年9月30日に1名を学区外就学として許可しています。 3枚目には、参考として、区域外及び学区外就学を許可しています小学校及び中学校それぞれの全体数を記した調書を掲載しております。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 （質疑なしの声） 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第2号 事務の臨時代理の報告（令和7年度階上町立小学校及び中学校の区域外（学区外）就学許可）について の件を終了いたします。
森G L	日程第4 報告第3号 事務の臨時代理の報告（階上町教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第3号 事務の臨時代理の報告（階上町教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定）について、ご説明いたします。 本案は、階上町教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものについて、報告するものであります。 2枚目をご覧ください。 これまで無給としていた病気休暇を有給化するとともに、子の看護休

濱浦教育長	暇の取得要件を小学校就学前から義務教育終了までの子を対象とするほか、所要の改正を行うものであります。 説明は以上です。 これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第3号 事務の臨時代理の報告（階上町教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定）について の件を終了いたします。 日程第5 報告第4号 事務の臨時代理の報告（階上町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
森G L	それでは、報告第4号 事務の臨時代理の報告（階上町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定）について、ご説明いたします。 本案は、階上町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものについて、報告するものであります。 2枚目をご覧ください。 階上町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、通勤手当の支給対象に新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等が追加され、交通機関等を利用した場合の支給限度額が15万円となったことに準じ、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償について支給限度額を定めるため、改正するものであります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第4号 事務の臨時代理の報告（階上町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定）について の件を終了いたします。

森 G L	日程第 6 報告第 5 号 専決処分した事項の報告（階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第 5 号 専決処分した事項の報告（階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定）について、ご説明いたします。 本案は、階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定について、令和 7 年 1 0 月 1 日付けで専決処分したため報告するものであります。 2 枚目をご覧ください。 教職員の部分休業制度について、現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で取得できる形態に加え、新たに、1 年につき勤務日 1 0 日相当の時間数の範囲内で取得できる形態が設けられたことに伴い、様式の変更や追加等を行うため改正するものであります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 （質疑なしの声） 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第 5 号 専決処分した事項の報告（階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定）について の件を終了いたします。
中屋敷課長	日程第 7 議案第 1 号 令和 6 年度階上町教育委員会の事務の点検及び評価報告に関し議決を求めることについて の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは議案第 1 号 令和 6 年度階上町教育委員会の事務の点検及び評価報告に関し議決を求めることについて、ご説明いたします。 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務について自ら点検及び評価し、その結果について議決を求めるため、提案するものです。 報告書の 1 5 ページを御覧ください。 「具体的には」の部分になります。 （資料により説明）

濱浦教育長	なお、事業ごとの評価一覧につきましては、１９ページに掲載していますが、昨年度の１６事業から、「４ 学校施設の整備」、「１２ 社会教育複合施設の整備」、「１９ 国民スポーツ大会の開催」の３事業を追加し、１９事業としております。 事業の詳細につきましては、２１ページ以降に事業点検評価シートを掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。 説明は以上です。
中居ＧＬ	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第１号 令和６年度階上町教育委員会の事務の点検及び評価報告に関し議決を求めることについて の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 「ご異議なし」と認めます。 よって議案第１号 令和６年度階上町教育委員会の事務の点検及び評価報告に関し議決を求めることについて の件は、原案のとおり可決されました。 日程第８ 議案第２号 施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、議案第２号 施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明いたします。 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により町長より意見を求められたため、施設使用料の見直しに伴い、階上町立体育館条例、階上町石鉢ふれあい交流館条例、階上町公民館条例、金山沢水郷館条例及び階上町道仏交流センター条例の一部を改正する条例の制定について申し出るため提案するものです。 後ろから３枚目、右下に「１」と記されている資料をご覧ください。 総合政策課からの通知となります。 「１ 目的」ですが、エアコンが設置された施設について、利用面積に応じた冷暖房使用料（加算額）を導入し、施設使用料の見直しを行うものとなります。 「４ 面積別単価設定（案）」では、面積区分に応じて冷暖房使用料（加算額）が示されております。

	次の資料、右下に「２」と記されている資料をご覧ください。 冷暖房を使用した場合の施設使用料の設定に加え、従来の昼夜使用料の区分の廃止、３時間までの使用料を１時間当たりに変更、別表における摘要欄の記載方法の統一なども行っております。 次の資料、右下に「３」と記されている資料をご覧ください。 教育委員会では、階上町立体育館、階上町石鉢ふれあい交流館、階上町公民館、金山沢水郷館及び階上町道仏交流センターの使用料の見直しを行っております。 なお、町立体育館については、エアコンは設置されておきませんが、従来の昼夜使用料の区分の廃止、３時間までの使用料を１時間当たりに変更などを行っております。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第２号 施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 「ご異議なし」と認めます。 よって議案第２号 施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について の件は、原案のとおり可決されました。
中屋敷課長	日程第９ 議案第３号 １２月定例議会に付議する令和７年度教育補正予算について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、議案第３号 １２月定例議会に付議する令和７年度教育費補正予算について、ご説明いたします。 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により町長より意見を求められたため、令和７年度教育費補正予算について申し出するため提案するものです。 ４ページをご覧ください。 (資料により説明) ３ページをご覧ください。 １０ページをご覧ください。 (資料により説明) 説明は以上です。

濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます お諮りいたします。 議案第3号 12月定例議会に付議する令和7年度教育費補正予算について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 「ご異議なし」と認めます。 よって議案第3号 12月定例議会に付議する令和7年度教育費補正予算について の件は、原案のとおり可決されました。 以上を持ちまして、令和7年第6回階上町教育委員会会議を閉会いたします。 ご苦労さまでした。 会議終了時刻 午後6時46分
--------------	--